

国立大学法人山形大学中期目標

【平成16年5月26日 文部科学大臣提示】

【平成17年3月25日 文部科学大臣変更提示】

【平成18年3月30日 文部科学大臣変更提示】

(前文) 大学の基本的な目標

大学の理念：

「自然と人間の共生」を21世紀のテーマとし、教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み、次世代を担う人材の育成、知の探求・継承・発展、及び豊かな地域社会の実現に努め、もって人類全体の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献する。

大学の使命：

1. 学部（学士課程）教育を重視した人材養成

学部教育を重視した人材養成を最優先の使命と捉え、教養教育では幅広く創造的な知性と豊かな人間性を必須の素養として育み、専門教育では大学院教育との接続も見据え、優れた専門性を養うとともに、特に課題発見・解決能力に優れた人材を養成する。さらに大学院では、実践面を重視した教育課程により、専門分野に強いスペシャリストを養成する。

2. 総合大学の利点を活かした研究の推進

先端的研究については重点的に取り組み、世界水準の研究推進とそれに支えられた先端の大学院プログラムを展開するとともに、長期的・基礎的研究分野の持続的発展を図る。

3. 開かれた学術・教育の地域拠点の形成

東北地区有数の総合大学として、地域や社会に広く門戸を開放し、様々な学習機会の提供、社会人・留学生の積極的な受け入れ、産官民との広範な連携を推進するとともに、アジアと日本を結ぶ教育・研究の拠点として学術・文化の発信、及び国際交流の充実・強化を図る。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成16年4月1日～平成22年3月31日

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(教育目標)

1. 教養教育と専門教育のカリキュラムの一層の充実を図り、創造性豊かな人間性と優れた専門性を育み、実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の育成を行う。また、多様な研究成果を活かした教育を通じて、持続可能な社会の実現に向けて、地域や国際社会で貢献できる人材を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標

1. 「幅広い教養と豊かな人間性」、「社会で活躍するために必須の基本的リテラシー（知的技法）」、及び「優れた専門性」を三位一体として培い、課題発見・解決能力等応用力に秀で、社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

[学士課程]

1) アドミッション・ポリシーに関する基本方針

1. 入学者の選抜方法を含めたアドミッション・ポリシーを明確にし、本学の求める学生の入学を促進するために多様な入学者選抜方法を実施する。

2) 教育課程に関する基本方針

1. 幅広い教養と豊かな人間性を育み、学問の遂行に必要な基礎リテラシーを養成するため、教養教育の一層の充実を図るとともに、高校教育と大学教育が円滑に接続するよう、カリキュラムの充実・改善を進める。
2. 外国語教育の改革に取り組み、英語については確かな技量の養成を重視、その他の外国語については、語学的訓練を基盤としつつも国際的な文化理解を重視した内容とする。
3. 21世紀の市民に要求される学際的能力と世界観を育む教育課程を充実させる。
4. 課題発見・解決能力を有し、大学院においても活躍できる優れた専門性を身に付けた人材の養成を推進する。

3) 教育方法に関する基本方針

1. 不断のFD活動により質の高い効果的な教育方法の実現と教育の質の向上を図る。
2. 他大学との単位互換を積極的に進め、教育課程や教育内容の充実を図る。

4) 成績評価に関する基本方針

1. 公正かつ厳格で教育効果の高い成績評価の実現を図る。

[大学院課程]

1) アドミッション・ポリシーに関する基本方針

1. 各研究科の理念・教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーを確立

- し、入学者選抜方法の見直しを図る。
- 2. 社会人や留学生を含めた多様で質の高い入学者を確保する。
- 2) 教育課程に関する基本方針
 - 1. 各研究科の教育目的の明確化を図り、入学者のニーズにも合致した教育課程へと改善を進める。
- 3) 教育方法に関する基本方針
 - 1. 各研究科の特性に応じて、効果的な教育方法を積極的に導入する。
- 4) 成績評価に関する基本方針
 - 1. 公正かつ厳格な成績評価を実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 1. 教育目標の達成と教育成果の向上のため、教員の教育業績を適切に評価し、教職員の適正な配置に努力する。
- 2. 教育環境の充実を図るため、教育施設の整備を進める。
- 3. 教育の質の向上を図るため、組織体制の整備と研究活動の充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

- 1) 学習支援に関する基本方針
 - 1. 多様な学生一人一人の能力を最大限に伸ばすため、きめ細かな学習支援体制の充実を図る。
- 2) 学生生活支援に関する基本方針
 - 1. 快適なキャンパス生活を実現するため、施設・環境を整備する。
 - 2. 課外活動等の活性化と学生の地域貢献活動の促進を図る。
 - 3. 学生相談体制の充実を図る。
 - 4. 就職支援体制の一層の整備を図る。

2 研究に関する目標

研究活動の成果は、人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類のさまざまな営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究者としての良心と良識とに従って、持続的社会の構築を目指し、社会の信頼と期待に応える研究活動の遂行に努める。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1. 基礎研究を推進し、独創的で水準の高い研究成果を挙げる。
- 2. 国際的に通用する先端的研究を推進する。
- 3. 地域立脚型の学術研究を推進する。
- 4. 研究水準・成果を検証する。
- 5. 研究成果の社会への発信と還元を図る。
- 6. 知的財産の創出、取得、管理及び活用についての方策について検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

競争的研究環境を整備し、公正な評価による資源配分の仕組みを検討する。

1. 機動的な研究組織を構築する。
2. 研究支援体制を整備する。
3. 研究成果公開体制、自己点検評価体制を整備する。
4. 研究資金の配分方法について検討する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

a 社会との連携

地域に基盤を持つ大学として、地域社会等へ教育・研究成果を積極的に公開するとともに、地域連携窓口を充実させ、地域社会の抱える課題の把握と解決に貢献し、地域社会の発展に貢献する。

1) 地域文化の振興と発展

1. 本学の教育研究活動に関する情報や成果を集積し、積極的に社会に公開・還元する。
2. 地域における教育の発展に貢献する。
3. 大学の諸施設を開放し、地域の教育・研究や文化活動に貢献する。

2) 産学官民連携の推進

1. 産学官民連携モデルを策定し、連携の推進を図る。
2. 産学官民連携ネットワークを形成する。
3. 総合大学の特性を活かし、全学的な地域連携体制を構築する。

3) 評価の体制

1. 地域貢献を正當に評価するシステムを構築する。

b 国際交流等

教育・研究を通じて国際社会の平和的発展と人類福祉に貢献するとともに、国際交流を促進し、国際的な場で活躍できる人材を育成する。

1) 体制の整備

1. 国際交流を推進するための体制を整備する。

2) 学術交流の推進

1. 研究交流の推進を図る。
2. 外国人研究者の受入れ体制を整備する。

3) 学生交流の推進

1. 学生交流の推進と受入れ体制を整備する。
2. 留学生支援体制を整備する。

4) 国際交流拠点形成

1. アジア地域の国々との交流拠点を形成する。

(2) 附属病院に関する目標

1. 人間性豊かな信頼の医療を実施する。
2. 患者本位の医療を推進する。
3. 救急医療体制を推進する。
4. 科学的根拠に基づいた医療を実施する。
5. 高度先進医療・先端医療を地域へ提供する。
6. 学部学生の卒前臨床実習を充実させる。
7. 卒後臨床修練を含めた医療従事者の生涯教育を充実させる。
8. 臨床研修（基礎研究から高い技術水準の医療の開拓）の質の向上を図る。
9. 医療提供機能強化を目指したマネジメントを実施する。
10. 患者の立場に立った病院環境を整備・充実させる。
11. 地域医療機関等との連携システムを整備・充実させる。
12. 地域医療人の生涯教育機会を提供する。
13. 病院広報等の充実・強化を図る。
14. 社会への説明責任を果たすため、策定した目標等の情報提供を推進する。
15. 病院全体に対する評価とその情報提供を推進する。
16. 魅力ある病院を目指した人事制度を確立する。
17. 国際化への対応と国際的な共同研究等を推進する。
18. 病院施設の機能向上の推進を図る。

（3）附属学校に関する目標

1) 教育・研究活動の基本方針

大学・学部における児童、生徒及び幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、学生の教育実習に当たる。

1. 大学・学部と附属学校園の連携・協力を強化し、共同研究の推進を図る。
2. 学部学生の教育実習の効果的な実施と実習生の資質の向上に努める。
3. 附属学校園が目指す教育理念・目標を明確にし、その実現に向けた教育を実践する。
4. 附属学校園の在り方について検討を進める。

2) 学校運営の改善の方向

1. 自己点検評価を定期的に行い、開かれた学校園づくりを推進する。
2. 教育研究面での附属学校園間の連携強化を推進する。
3. 入学者選抜に関して、客観的かつ合理的な方法を構築する。
4. 安全管理体制を整備し、安全教育を推進する。

3) 地域社会との連携等

1. 地域貢献を積極的に行うとともに地域社会との連携を強化する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

1. 役員会、経営協議会及び教育研究評議会の効果的な運営を基礎に、学長を中心とした戦略的かつ機動的な大学運営を推進する。
2. 開かれた大学を目指し、地域社会の意見を積極的に反映させる大学運営を推進する。
3. 大学運営の適切な評価に基づき、学内資源の効果的な活用を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

1. 教育・研究の進展状況や社会的要請あるいは種々の評価を踏まえ、教育研究組織の在り方を見直す。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 教員について

1) 人事方針

1. 教員の人事に当たっては、水準の高い教育研究活動の推進や社会貢献を果たすため、多彩な人材が確保できる人事制度を構築する。

2) 評価体制

1. 教員の教育・研究活動を適切に評価する体制を整備し、教員の能力や業績が適正に反映される給与制度を検討する。

(2) 事務職員等について

1) 人事方針

1. 事務職員等の採用に当たっては、広く人材を求め、採用の公平性が保たれる人事制度を構築する。

2) 評価体制

1. 事務職員等の業務遂行能力を適切に評価する体制を整備し、事務職員等の能力や業務実績が適正に反映される給与制度を検討する。

3) 交流と育成

1. 事務職員等の専門性等を向上させるため、必要な研修機会を確保するとともに、他大学等との人事交流に配慮する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

1. 法人化後の大学運営に適切に対応できる事務体制の整備を図る。
2. 業務の見直しを推進し、事務の効率化と合理化を図る。
3. 効率的かつ機能的な職員配置を行うとともに、事務職員の資質向上を図る。

IV 財務内容の改善に関する目標

本学の自律性を高めるため、一定の自己収入の確保とその増加を図るとともに、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

なお、適切な財務内容の実現のために、各事業年度ごと、計画的な収支計画を

作成し、効率的な運営に努める。

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

1. 教育・研究・社会貢献・診療等，大学における主要な業務の質の向上と遅滞ない遂行を図るため，一定の自己収入の確保とその増加に努める。また，科学研究費補助金や，産学官連携の推進に伴う外部資金の獲得に努める。

2 経費の抑制に関する目標

1. 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組を行う。
2. 教育や研究，診療等の充実に留意しながら，業務運営の改善及び効率化を図り，経費の節減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

1. 資産の効率的・効果的運用管理を図り，教育や研究，診療等のために，充実したキャンパス環境の整備に努める。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

国から財源措置を受ける国立大学法人として，総合大学にふさわしい教育・研究を展開して目標を達成し，その達成度を公表することによって社会に対して説明責任を果たす。

1 評価の充実にに関する目標

1) 点検と評価

1. 目標・計画策定及び点検・評価システムを構築する。
2. 学識経験者等からなる中立的第三者評価を積極的に受け入れる。

2) 公表・説明・発信

1. 大学の諸活動及び貢献についての説明責任を具体化するために情報提供を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標

1) 情報の公開

1. 国民に支えられる大学として，説明責任を重視した社会に開かれた大学を目指すため，大学運営全般にわたる情報の社会への積極的な提供に努める。

2) 情報公開のためのシステムの構築

1. 情報の受信・配信体制の整備を図り，大学と地域社会を結ぶ情報メディア基盤を確立する。
2. 各種メディアの活用を図る。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

分散キャンパスであることを踏まえ、総合大学としての特性・機能を最大限に引き出すために、施設設備を有効活用し、機能保全・維持管理を図り、連携の取れた自然共生型のキャンパス環境を整備する。

1. キャンパス全体について総合的かつ長期的視点に立った施設マネジメントを導入することにより、学内外に向けてキャンパスの魅力を総合的に向上させる。
2. 全学的視野に立った施設設備の有効活用を図るため、施設の使用実態と使用者のニーズを的確に把握し、教育研究活動に応じ弾力的にスペース配分を行う。
3. 教育研究活動の進展に対応した適切な施設水準を確保するため、施設設備を効率的に維持管理し、良好で安全な状態に保つ。

2 安全管理に関する目標

1. 安全管理の啓発
2. 危機管理システムの構築

別表（学部，研究科）

<p>学 部</p>	<p>人文学部 地域教育文化学部 理学部 医学部 工学部 農学部</p>
<p>研究科</p>	<p>社会文化システム研究科 教育学研究科 医学系研究科 理工学研究科 農学研究科</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>* 岩手大学大学院連合農学研究科</p>

（*）岩手大学を基幹大学とし，山形大学，弘前大学及び帯広畜産大学を
 参加大学とする連合大学院